

岐阜県公報

第 五 百 八 十 五 号
令 和 七 年 四 月 三 十 日
(水曜日)

目 次

告 示

- 土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除
○ 建築基準法に基づく道路の位置指定
○ 土地改良事業の工事の完了
○ 開発行為の工事の完了
○ 土地改良区の定款の変更認可
- (環境管理課) 一八一
(建築指導課) 一八一
(農地整備課) 一八二
(建築指導課) 一八二
(岐阜農林事務所) 一八四

告 示

岐阜県告示第二百二十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和七年四月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定を解除する要措置区域

令和三年岐阜県告示第四百八十六号により指定した区域（安八郡安八町南今ヶ淵字東沼五九七番一、森部字高須一五五八番一、大森字筏場一八番一、字伊勢沼一〇八番及び一六八番一並びに字松原一八〇番一並びに氷取字金沼二六四番四及び二六五番一の各一部）のうち、安八郡安八町大森字筏場一八番一及び字松原一八〇番一並びに氷取字金沼二六五番一の全部並びに同町大森字伊勢沼一〇八番の一部

二 指定に係る特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第二百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和七年四月三十日

令和七年四月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員	延長	指定番号	年 月 日 定
羽島市竹鼻町狐六字寺東一二三八番四	ル(メート員	ル(メート長	岐阜県指令 岐西建築第 九一二二号の	令和 七・一・一〇
山県市大字高富字大北一八七四番四	四・五〇	三・九二	岐阜県指令 岐西建築第 八二二二号の	同 一・二三
瑞穂市古橋字神田一一八八番四	五・〇〇	二・六四	岐阜県指令 岐西建築第 一一二二二号の	同 二・二七

中濃建築事務所長

位 置	幅員	延長	指定番号	年 月 日 定
美濃加茂市本郷町二丁目字浦廻間 八一八番九及び同番一三の一部並 びに同市清水町一丁目字浦廻間八 二〇番三の一部	六・〇〇	四・八五	岐阜県指令 中建築第三 七号の二三	令和 七・二・二三
美濃加茂市本郷町五丁目字流川一 八二一番一四及び同町六丁目字廻 間一二八二番一	六・〇二	五・八四	岐阜県指令 中建築第三 七号の二四	同 二・二七
関市小瀬字高山一三八八番二	六・〇二	六・二三	岐阜県指令 中建築第三 七号の二六	同 三・二四

東濃建築事務所長

位 置	幅員	延長	指定番号	年 月 日 定
中津川市中津川字野中三〇。六番二	六・〇〇 六・〇二	七・九四	岐阜県指令 東建築第九 二二二八号の八	令和 七・一・一九

中津川市苗木字丸山下五。五二番 七、五。五三番一及び中津川市所 管法定外公共物（道路）	六・〇〇	四・八〇	岐阜県指令 東建築第九 二二二八号の	同 二・二三
中津川市茄子川字赤沼九七九番五	六・〇五	四・六六	岐阜県指令 東建築第九 二二二八号の	同 二・二六
恵那市長島町正家字飛ヶ根二七二 番一六三	六・〇〇	四・四五	岐阜県指令 東建築第九 二二二八号の	同 二・二六

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

公 示

。土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和七年四月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
かんがい排水事業 （保全合理化型）	多芸直江地区	令和七・三・一四

。開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和七年四月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第二三 七号の五 令和 六・一一・二六	瑞穂市別府字井場一ノ町二四〇一番一の一部	岐阜県岐阜市東島三丁目五番一〇号 柳ヶ瀬産業株式会社 代表取締役 山 田 夏 子
岐阜県指令岐西建築第二三 七号の六 令和 六・一二・二六 〔岐阜県指令岐西建築 第一四八号の二三 令和 七・二・四〕	瑞穂市本田字向島三二番一の一部、三三番一、三三番 六の一部及び三三四番九の一部	岐阜県岐阜市早田東町九丁目五五番地 山興住宅株式会社 代表取締役 山 田 百 合 香
岐阜県指令岐西建築第二三 八号の五 令和 六・九・一八	羽島郡岐南町徳田二丁目三三九番一	大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八号 積水ハウス株式会社 代表取締役 仲 井 嘉 浩
岐阜県指令岐西建築第一四 六号の二 令和 六・一〇・二三	揖斐郡池田町粕ヶ原字水神二七七番一及び二七七番二	岐阜県揖斐郡池田町六之井一四六八番地の一 池田町長 竹 中 誉
岐阜県指令中建築第六四号 令和 五・三・二七 〔岐阜県指令中建築 第六一号 令和 五・八・一八〕 〔岐阜県指令中建築 第七八号 令和 七・三・一二〕	可児郡御嵩町顔戸字尻無二〇八番の一部、二二六番一、二二 六番三から二二六番五まで、二二〇番の一部、二二二番の一 部、二二二番一及び二二三番一	岐阜県可児市広見二丁目一番地 可児市長 富 田 成 輝
岐阜県指令東建築第一〇八 号の二 令和 六・三・一八 〔岐阜県指令東建築 第一二二号の四 令和 七・三・四〕	中津川市茄子川字中垣外一六七七番三七の一部外二二筆	岐阜県恵那市東野二二〇〇番地の二 協和物流株式会社 代表取締役社長 高 木 良 直

。土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年四月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
揖 東 土 地 改 良 区	令 和 七 ・ 四 ・ 一 六

令和七年四月三十日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社